

船舶インシデント調査報告書

令和4年3月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年5月10日 04時30分ごろ
発生場所	香川県高松市稲毛島北方沖 稲毛島灯台から真方位018° 1.4海里付近 （概位 北緯34° 25.9′ 東経134° 08.8′）
インシデントの概要	漁船第八十八千勝丸は、北進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年8月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八十八千勝丸、2.8トン KA3-30406（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、出力87kW（動力漁船登録票による）、使用燃料軽油、サイクル数、連続最大回転数、気筒数、ボア及び製造年月日不詳
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、漁場に向けて北進中、主機の冷却清水温度上昇警報が作動した。 本船は、船長が機関室の点検を行ったところ、主機冷却清水ポンプケーシングにピンホールが生じ、冷却清水が噴出しており、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。 本船は、船長が備讃瀬戸海上交通センターに運航不能となったことを通報し、来援した巡視艇にえい航されて帰港した後、修理された。 本船は、平成元年に進水し、平成18年ごろ中古で購入されたもので、購入後、機関の開放点検整備が行われていなかった。 船長は、出航前に機関室内の点検を行っており、主機冷却清水の漏洩及び主機冷却清水ポンプケーシングに発錆等の異常を認めていなかった。
分析	本船は、平成元年に進水し、平成18年ごろ中古で購入された後、機関の開放点検整備が行われていない状態で、北進中、主機冷却清水ポンプケーシングにピンホールが生じて冷却清水が噴出したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

	<p>主機冷却清水ポンプケーシングのピンホールは、経年使用によって内部が腐食して生じたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、平成元年に進水し、平成18年ごろ中古で購入された後、機関の開放点検整備が行われていない状態で、北進中、主機冷却清水ポンプケーシングにピンホールが生じて冷却清水が噴出したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、整備業者に定期的に主機冷却清水ポンプ及び同ケーシングの開放点検整備を依頼することが望ましい。